

小 値 賀 町 一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画
(概 要 版 ご み 処 理 編)

平 成 3 1 年 3 月

小 値 賀 町

目 次

第 1 章 計画策定の基本的事項

- 第 1 節 計画策定の趣旨 1
- 第 2 節 計画の範囲及び目標年度 3

第 2 章 ごみ処理基本計画

- 第 1 節 ごみ処理の概要 4
- 第 2 節 ごみの排出状況 5
- 第 3 節 ごみ処理の状況 7
- 第 4 節 ごみ処理行政の動向 11
- 第 5 節 ごみ処理の評価及び課題 12
- 第 6 節 基本方針等 17
- 第 7 節 目標値の設定及び将来予測 18
- 第 8 節 排出抑制・再資源化計画 22
- 第 9 節 ごみの適正処理計画 27

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の法的根拠

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理計画)を定めなければならないこととされている。

一般廃棄物処理計画は、図 1-1-1 に示すように 長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)と、基本計画に基づき各年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、処分等について定める計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)及び生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)から構成されている。

これら、「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理の推進を図るための基本方針となるものであり、収集から中間処理、最終処分に至るまでの、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

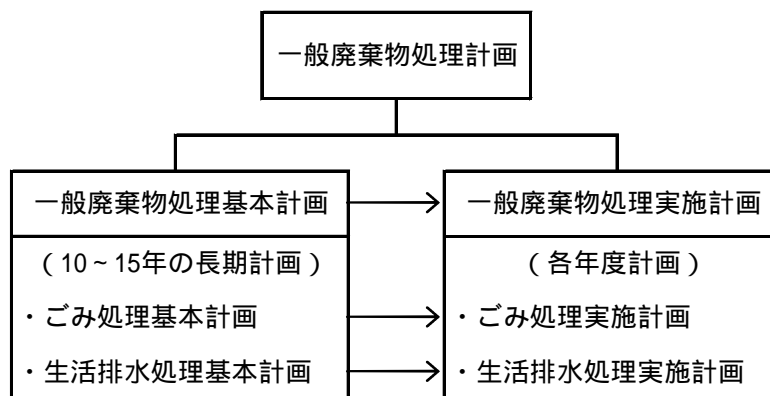


図 1-1-1 基本計画と実施計画の関係

2 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図 1-1-2 に示すとおりである。

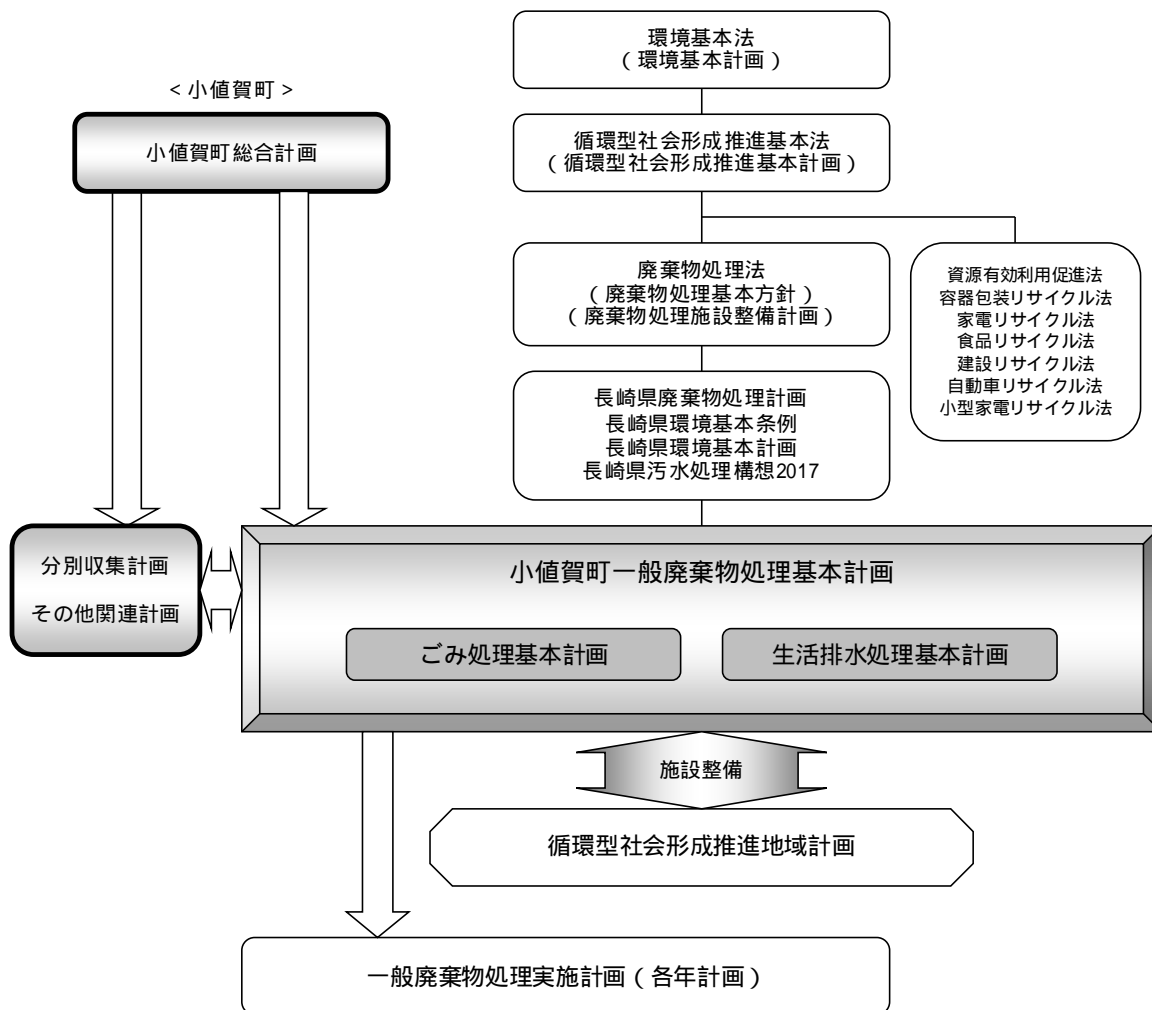


図 1-1-2 計画の位置付け

第2節 計画の範囲及び目標年度

1 計画の範囲

計画対象区域は、本町の行政区域全域とし、区域で発生するごみを計画の対象とする。

2 計画目標年度

本計画では2018（平成30）年度を計画策定期間とし、15年後の2033年度を計画目標年度とし、8年後の2026年度を中間目標年度として、目標値や施策の達成状況等を把握し、計画の見直し等を行う。

計画目標年度：2033年度

中間目標年度：2026年度

第 2 章 ごみ処理基本計画

第 1 節 ごみ処理の概要

1 ごみ処理体系

本町における現状のごみ処理フローを図 2-1-1 に示す。

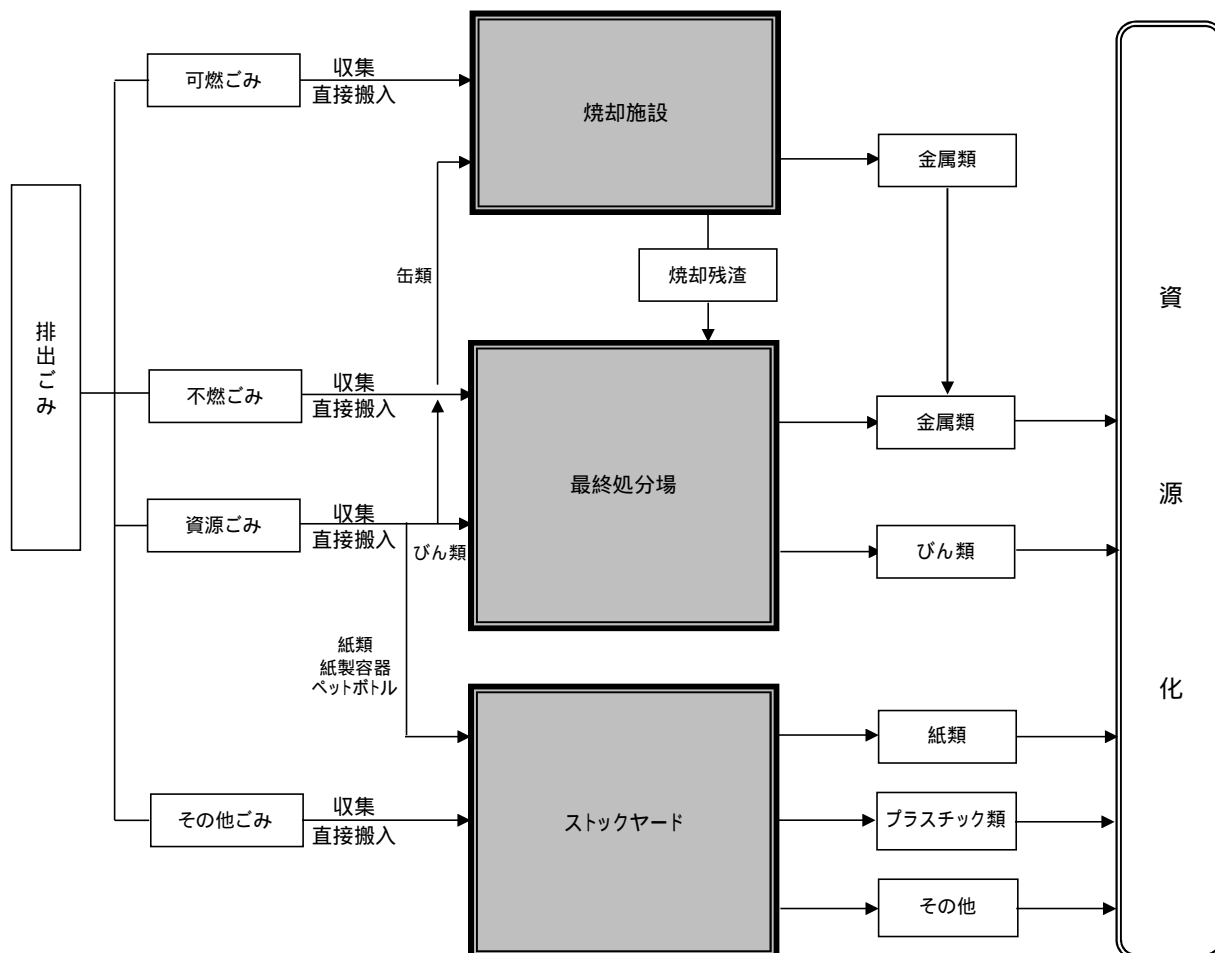


図 2-1-1 現状のごみ処理フロー（平成 29 年度末現在）

第2節 ごみの排出状況

1 ごみ総排出量の状況

(1) 過去5年間の排出量

本町における過去5年間のごみ総排出量の推移は、表2-2-1に示すとおりである。

表2-2-1 ごみ総排出量の推移

区分\年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	備考
人口	収集人口(人)	2,644	2,586	2,533	2,494	2,422	外国人含む
	自家処理人口(人)	115	106	97	89	89	外国人含む
	計	2,759	2,692	2,630	2,583	2,511	外国人含む
委託収集ごみ (生活系)	可燃ごみ	666	628	565	528	653	
	不燃ごみ	18	18	18	22	13	
	資源ごみ	85	74	83	89	75	
	その他ごみ	1	1	1	1	6	
	計	770	721	667	640	747	
委託収集ごみ (事業系)	可燃ごみ	65	70	63	71	73	
	資源ごみ	20	0	0	0	0	
	その他ごみ	0	0	0	0	5	
	計	85	70	63	71	78	
直接搬入ごみ	可燃ごみ	117	123	111	106	38	
	生活系	70	55	50	56	19	
	事業系	47	68	61	50	19	
	不燃ごみ	280	257	249	283	202	
	生活系	86	78	75	93	61	
	事業系	194	179	174	190	141	
	資源ごみ	53	72	74	73	78	
	生活系	14	29	30	18	5	
	事業系	39	43	44	55	73	
	その他ごみ	14	14	18	18	1	
	生活系	8	6	8	8	1	
	事業系	6	8	10	10	0	
	計	464	466	452	480	319	
生活系	178	168	163	175	86		
事業系	286	298	289	305	233		
ごみ排出量	可燃ごみ	848	821	739	705	764	
	生活系	736	683	615	584	672	
	事業系	112	138	124	121	92	
	不燃ごみ	298	275	267	305	215	
	生活系	104	96	93	115	74	
	事業系	194	179	174	190	141	
	資源ごみ	158	146	157	162	153	
	生活系	99	103	113	107	80	
	事業系	59	43	44	55	73	
	その他ごみ	15	15	19	19	12	
	生活系	9	7	9	9	7	
	事業系	6	8	10	10	5	
	計	1,319	1,257	1,182	1,191	1,144	
生活系	948	889	830	815	833	委託収集ごみ+直接搬入ごみ	
事業系	371	368	352	376	311	委託収集ごみ+直接搬入ごみ	
(g/人・日)	1,366.8	1,331.7	1,278.5	1,304.8	1,294.1	1人1日当たりごみ排出量	
自家処理量	7	7	9	9	9		
家電4品目(生活系 許可収集)	6	6	7	12	8		
ごみ総排出量	1,326	1,264	1,191	1,200	1,153		
(g/人・日)	1,316.7	1,286.4	1,240.7	1,269.3	1,258.0	1人1日当たりごみ総排出量	

：ごみ総排出量 = ごみ排出量 + 自家処理量

(3) 1 人 1 日 当 た り 排 出 量

種類別 1 人 1 日 当 た り 排 出 量 の 推 移 は、 表 2-2-2 に 示 す と お り で あ る。

表 2-2-2 種類別 1 人 1 日 当 た り 排 出 量 の 推 移

区分\年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	備 考
1 人 1 日 当 た り 排 出 量	ごみ総排出量	1,326	1,264	1,191	1,200	1,153	ごみ排出量+自家処理量
	(g/人・日)	1,316.7	1,286.4	1,240.7	1,269.3	1,258.0	1人1日当たりごみ総排出量
	生活系総排出量	948	889	830	815	833	
	(g/人・日)	982.3	941.8	897.7	892.9	942.3	1人1日当たりごみ総排出量
	事業系総排出量	371	368	352	376	311	
	(g/人・日)	384.4	389.9	380.7	411.9	351.8	1人1日当たりごみ総排出量
	(t/日)	1.02	1.01	0.96	1.03	0.85	1日当たりごみ総排出量
	自家処理量	7	7	9	9	9	
	(g/人・日)	166.8	180.9	254.2	277.1	277.1	1人1日当たり自家処理量

第3節 ごみ処理の状況

1 収集・運搬の状況

家庭及び事業所から排出されるごみは、委託収集となっている。収集ごみの区分別排出形態・収集方法は、表2-3-1に示すとおりである。

表2-3-1 収集ごみの分別区分及び収集・運搬の現状（平成30年度）

分別区分		排出形態		収集回数	収集方法	
生活系	可燃ごみ	透明袋・しぼる	ごみステーション	週3回	委託収集	
	不燃ごみ	透明袋	ごみステーション	月1回	委託収集	
	資源ごみ	紙製容器包装 プラスチック製容器包装	透明袋	ごみステーション	週1回	委託収集
		上記外の資源ごみ	透明袋	ごみステーション	月1回	委託収集
	その他ごみ	透明袋	ごみステーション	月1回	委託収集	
事業系	可燃ごみ	透明袋・しぼる	ごみステーション	週3回	委託収集	
	不燃ごみ	透明袋	ごみステーション	月1回	委託収集	
	資源ごみ	紙製容器包装 プラスチック製容器包装	透明袋	ごみステーション	週1回	委託収集
		上記外の資源ごみ	透明袋	ごみステーション	月1回	委託収集

2 中間処理の状況

中間処理施設の概要を表2-3-2に示す。

表2-3-2 中間処理施設の概要

施設名称		小値賀町ごみ焼却場
所在地		長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷外崎57
焼却施設	竣工年月	1992(H4)年12月
	処理能力	6t/日(6t/8h×1基)
	処理方式	機械化バッチ燃焼式(ストーカ式焼却炉)
	灰処理	埋立処分
	余熱利用	焼用空気加温
資源ごみ分別 圧縮施設	竣工年月	1992(H4)年12月
	処理方式	選別・圧縮+破碎
施設名称		小値賀町ストックヤード
所在地		長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷外崎57
ストックヤード	竣工年月	2002(H14)年3月
	建築面積	199㎡
	処理方式	選別・圧縮・梱包

過去5年間における中間処理量の推移を表2-3-3に示す。

表2-3-3 中間処理量の推移

単位:t/年

区分\年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	備 考
中間 処理	焼却処理	848	821	739	705	764	可燃ごみ
	処理残渣	84	82	74	70	84	埋立処分
	資源化処理	148	146	157	181	160	資源ごみ・その他ごみ
	紙類	57	57	65	63	73	
	紙製容器包装	0	0	0	4	5	
	金属類	48	37	32	32	27	
	ガラス類	35	24	26	28	21	
	ペットボトル	7	7	7	8	8	
	白色トレイ	1	1	1	0	0	
	プラスチック製 容器包装	0	0	6	7	9	
	その他	0	20	20	20	10	

3 再資源化の状況

(1) 資源化の実績

過去5年間における資源化量の推移を表2-3-4に示す。

表2-3-4 資源化量の推移

単位:t/年

区分\年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	備 考	
ごみ総排出量		1,326	1,264	1,191	1,200	1,153		
資源 化量	処理施設 資源化量	紙類	57	57	65	63	73	
		紙製容器包装	0	0	0	4	5	
		金属類	48	37	32	32	27	
		ガラス類	35	24	26	28	21	
		ペットボトル	7	7	7	8	8	
		白色トレイ	1	1	1	0	0	
		プラスチック製 容器包装	0	0	6	7	9	
		その他	0	20	20	20	10	
		計	148	146	157	162	153	
	直接 資源化量	ガラス類	10	0	0	0	0	
その他		15	15	19	19	12		
計		25	15	19	19	12		
総資源化量		173	161	176	181	165	= +	
リサイクル率		13.0%	12.7%	14.8%	15.1%	14.3%	= ÷	

4 最終処分の状況

最終処分場の概要を表 2-3-5 に示す。

表 2-3-5 最終処分場の概要

施設名称		西目最終処分場
所在地		長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷外崎57
最終処分場	竣工年月	1987(S61)年11月
	埋立面積	17,255㎡
	埋立容量	39,500m ³
	埋立対象	焼却残渣・不燃ごみ
	しゃ水工	底部シート

過去5年間における最終処分量の推移は、表 2-3-6 に示すとおりである。

表 2-3-6 最終処分量の推移

区分\年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	備考
ごみ総排出量		1,326	1,264	1,191	1,200	1,153	
最終処分量	焼却残渣	84	82	74	70	84	
	不燃ごみ	298	275	267	305	215	直接埋立
	計	382	357	341	375	299	
	最終処分率	28.8%	28.2%	28.6%	31.3%	25.9%	埋立処分量÷ごみ総排出量

5 ごみ処理のまとめ

本町における 2017(平成 29)年度のごみ処理の状況をまとめると、図 2-3-1 に示すとおりとなる。

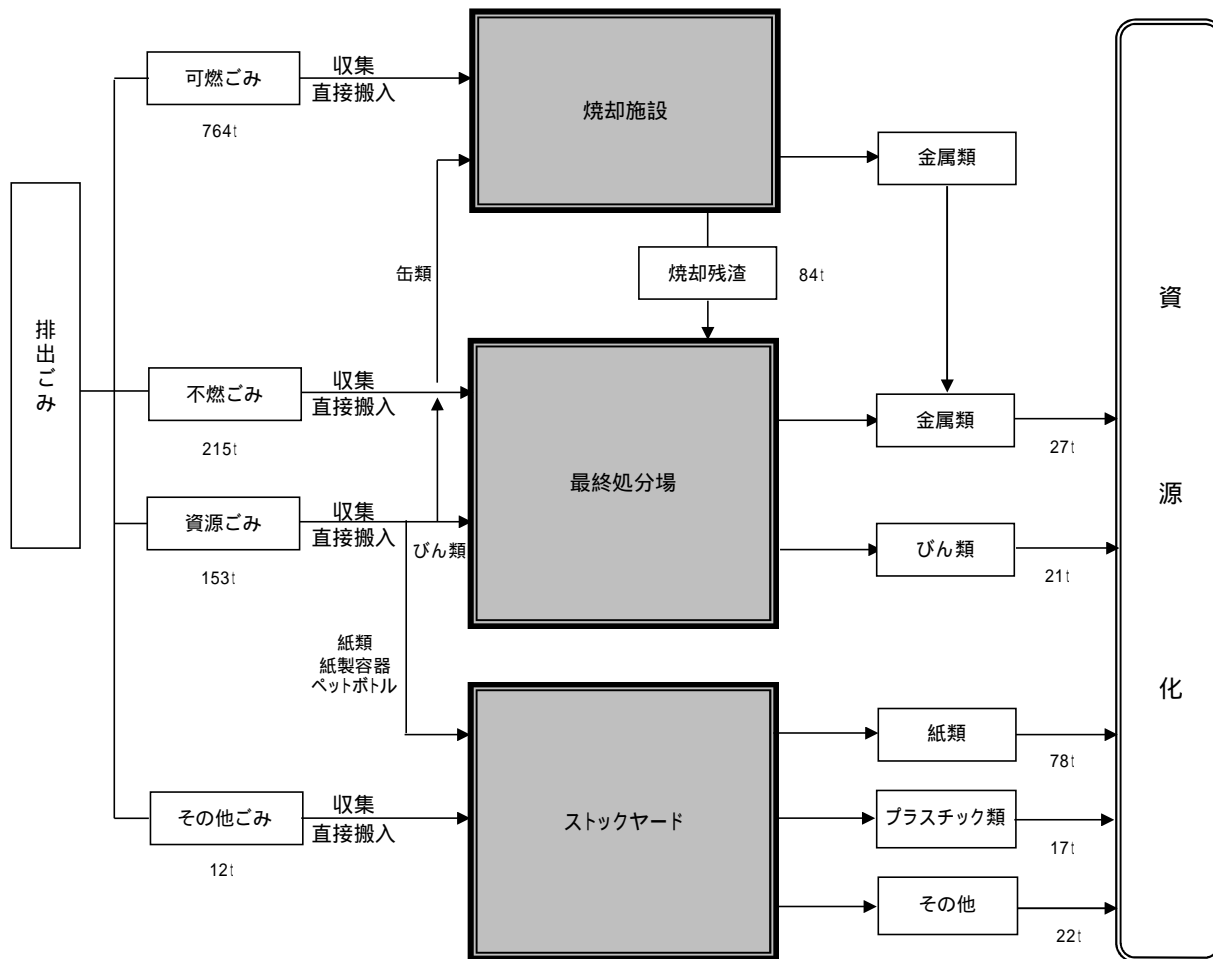


図 2-3-1 ごみ処理のまとめ

第4節 ごみ処理行政の動向

1 国の動向

(1) 減量化目標等

国の減量化目標等を整理すると、表2-4-1に示すとおりである。

表2-4-1 国の減量化目標等

区分	廃棄物処理基本方針	第4次循環型社会形成推進基本計画
目標年度	2020年度	2025年度
排出削減	ごみ総排出量(t/年)を 12%削減 ¹	ごみ総排出量(g/人・日)を 850グラムとする
	ごみ総排出量:収集ごみ量 + 直接搬入ごみ量 + 集団回収量	家庭系ごみ総排出量(g/人・日)を 440グラムとする
再生利用率	一般廃棄物:約27%	-
最終処分量	年間処分量を約14%削減 ¹	-

¹ 目標値の削減率等は、基準年度(2012(H24)年度)に対する目標年度(2020年度)での削減率

2 県の動向

長崎県では、2016(平成28)年3月に「廃棄物処理法」に基づく「長崎県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物処理の将来像、基本目標や減量化目標等を表2-4-2に示すとおり定めている。

表2-4-2 長崎県廃棄物処理計画の概要

県の目指す 将来像	ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」
基本目標	発生廃棄物発生量の最小化 環境を考えた処理体系の構築 県民のゴミゼロ意識の確立
実現のための 取り組み方針	1 持続可能な社会に向けた統合的取組の推進 2 地域循環圏形成に向けた取組の推進
一般廃棄物の 目標値	1人1日平均排出量:2020年度に886g/人・日(2014(平成26)年度比69g/人) リサイクル率:2020年度で21%(2014(平成26)年度比6.0ポイント増) 最終処分量:2020年度に40千トン(2014(平成26)年度比9千トン減)

第5節 ごみ処理の評価及び課題

1 ごみ処理の評価

本町のごみの排出・処理状況等は表2-5-1に示すとおりである。また、2016(平成28)年度における全国平均及び長崎県内市町のごみ処理の状況を表2-5-2及び表2-5-3に示す。

表2-5-1 ごみ処理の評価表

評価項目		小値賀町の実績値		全国・県の実績値		国・県の目標値	
				全国平均	長崎県平均	国	長崎県
		2016(H28)年度	2017(H29)年度	2016(H28)年度	2016(H28)年度	2019(H31)年度	2019(H31)年度
1人1日当たり ごみ総排出量	g/人・日	1,269 (1,305)	1,258 (1,294)	925	944	829	886
リサイクル率	%	15.1%	14.3%	20.3%	15.6%	27%	21%
最終処分率	t/t	31.3%	25.9%	9.2%	8.8%	H22比で-14%	9.0%

注) 評価項目は、本町で実績等が把握でき、国や県の指標等が公表されている項目を対象とした

1人1日当たりごみ総排出量 = (ごみ排出量 + 自家処理量 + 集団回収量) ÷ 人口 ÷ 365日

町の実績値の()内は自家処理量を除いた値

国の目標値(829g/人・日)は2012(H24)年度からの削減率(-14%)による目安値: $964 \times 86\% = 829$

リサイクル率 = 総資源化量 ÷ ごみ総排出量

最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量

国のごみ総排出量、リサイクル率、最終処分率の目標値は、「国の廃棄物処理基本方針」より

県のごみ総排出量、リサイクル率、最終処分率の目標値は、「長崎県廃棄物処理計画」より

表 2-5-2 全国平均及び県内市町のごみ排出状況等（2016 年度実績）

区 分	総人口 (人)	ごみ総排出量(g/人・日)		リサイクル率 (%)	最終処分量 (%)		
		生活系	事業系				
小値賀町(H29実績)	2,511	1,294	942	352	14.3	25.9	
一般廃棄物処理事業実態調査票 (環境省)	長崎市	432,538	964	680	284	15.5	16.9
	佐世保市	256,956	976	517	459	12.6	4.5
	島原市	46,409	1,167	772	395	20.4	2.8
	諫早市	139,421	997	618	379	15.5	1.7
	大村市	95,054	894	586	307	11.9	11.2
	平戸市	32,692	800	665	135	21.0	4.1
	松浦市	23,811	822	723	99	19.9	3.6
	対馬市	31,943	931	604	328	13.3	9.2
	壱岐市	27,643	807	557	250	33.1	0.0
	五島市	38,381	1,027	814	213	13.2	8.5
	西海市	29,133	802	544	258	30.8	3.8
	雲仙市	45,154	913	572	341	14.4	1.1
	南島原市	48,095	915	767	148	15.8	2.2
	長与町	42,559	742	617	125	22.6	1.5
	時津町	30,232	822	584	238	24.8	1.7
	東彼杵町	8,258	650	470	180	8.5	12.0
	川棚町	14,255	811	545	266	11.0	11.7
	波佐見町	15,012	664	493	171	8.5	12.1
	小値賀町	2,583	1,263	864	399	15.1	31.5
	佐々町	13,809	964	611	352	16.3	1.4
新上五島町	20,214	1,215	1,140	75	7.7	20.8	
県全体	1,394,452	944	635	309	15.6	8.8	
全 国 平 均		925	646	279	20.3	9.2	

注) ごみ総排出量(g/人・日)：(ごみ排出量+自家処理量+集団回収量) ÷ 365 ÷ 人口

家庭系：集団回収量を含む

リサイクル率：(総資源化量+集団回収量) ÷ ごみ総排出量 × 100

最終処分量：最終処分量 ÷ ごみ総排出量 × 100

長崎県及び全国平均の値は、「2016(H28)年度 一般廃棄物処理事業実態調査票(環境省)」より

表2-5-3 1人1日当たり資源化量の実績

区 分	小値賀町 2016(H28)年度	小値賀町 2017(29)年度	長崎県 2016(H28)年度	全 国 2016(H28)年度
総人口(人)	2,583	2,511	1,394,152	127,924,238
ごみ総排出量(t/年)	1,200	1,153	480,300	43,169,649
(g/人・日)	1,269	1,258	944	925
資源化量(t/年)	181	165	57,191	6,522,526
(g/人・日)	192	180	112	140
集団回収量(t/年)	0	0	17,561	2,270,423
(g/人・日)	0.0	0.0	34.5	48.6
総資源化量(t/年)	181	165	74,752	8,792,949
(g/人・日)	192	180	147	188
リサイクル率	15.1%	14.3%	15.6%	20.3%

注) ごみ総排出量:ごみ排出量+自家処理量+集団回収量
 資源化量:分別収集等による直接資源化や中間処理で資源化された量
 リサイクル率:総資源化量÷ごみ総排出量
 長崎県、全国平均は一般廃棄物処理事業実態調査票(環境省)より

3 近隣自治体等との比較

2016(平成28)年度における本町の実績値と長崎県、近隣自治体(新上五島町、佐世保市、平戸市、五島市)の実績値を比較したものを表2-5-4に示す。

表2-5-4 近隣自治体等との比較

自治体名	計画収集人口 (人)	1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	リサイクル率 (%)	最終処分率 (%)	ごみ処理経費 (円/人・年)
長崎県	1,394,452	944.0	15.6%	8.8%	19,687
本町	2,583	1,263.0	15.1%	31.5%	38,864
新上五島町	20,214	1,215.0	7.7%	20.8%	36,304
佐世保市	256,956	976.0	12.6%	4.5%	15,735
平戸市	32,692	800.0	21.0%	4.1%	6,479
五島市	38,381	1,027.0	13.2%	8.5%	29,481

注) 一般廃棄物処理実態調査(2016(平成28)年度実績)に基づく。

4 ごみ処理の課題

(1) 排出抑制に関する課題

表 3-5-1 より、2016 (平成 28) 年度における本町の 1 人 1 日当たりごみ総排出量は 1,269g/人・日 (2017 年度で 1,258g/人・日) であり、国の平均値である 925g/人・日や県の平均値である 944g/人・日に比べると多い状況であり、生活系ごみ、事業系ごみ両方の排出抑制について一層の働きかけが必要である。

ただし、前回基本計画策定時の目標値である 1,455g/人・日 (2018 (平成 30) 年度) については既に達成できている状況である。

(2) 分別収集に関する課題

本町では、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他ごみの 4 種分別を行っており、資源ごみについては品目別に再分類して収集を行っている。

ごみの減量化や資源化促進には、適正な分別が必要であるが、本町においては分別区分が少ないとはいえないことから、今後は現在の分別区分の徹底を住民に働きかけることが重要である。

(3) 再資源化に関する課題

表 3-5-3 より、2016 (平成 28) 年度における本町のリサイクル率は 15.1% (2017 (平成 29) 年度で 13.9%) と、全国のリサイクル率平均値 (同 20.3%) と比べて低い値であるが、県のリサイクル率平均値 (同 15.6%) とは大きな差異はない。同様に 1 人 1 日当たり資源化量 (g/人・日) も 192g/人・日 (2017 (平成 29) 年度で 180g/人・日) と、全国の 1 人 1 日当たり資源化量の平均値 (同 188g/人・日) や県の 1 人 1 日当たり資源化量の平均値 (同 147g/人・日) と比べても高い値となっている。

また、前回基本計画策定時のリサイクル率の目標値である 17% (2018 (平成 30) 年度) についてはこれを下回っている。

(4) 中間処理に関する課題

本町のごみ中間処理施設は完成より 25 年以上を経過しており設備の老朽化や技術の陳腐化は避けられない。ただし、既存施設の大規模改修や施設更新 (新設) 等を行うには多大な費用や時間が必要となることから、近隣自治体との共同処理について本格的な検討を行う必要が生じている。

(5) 最終処分に関する課題

本町の最終処分場は 1987 (昭和 61) 年度に整備され、焼却処理残渣及び不燃ごみを埋め立てているところである。

当該施設は 2017 (平成 29) 年度現在で、現在のところ約 7,000 m³の残余容量があり、将来的にも埋立容量枯渇の問題は当分の間見られない。

(6) 適正処理困難物の取り扱い等

本町においては、適正な処理を行うことが困難な品目（町が収集・処理を行わないごみ）を定めているが、排出者側での処理も難しいことから不法投棄等の問題にも関係してくるものでもあったと考えられる。

また、近年大陸からの漂着ポリ容器に代表される漂流漂着ごみが急激に増加しており、これらの回収処理についても大きな課題である。

以上述べた現状の課題に対し、本町における課題と施策の方向性及び問題点を整理すると、表 2-5-5 に示すとおりである。

表 2-5-5 ごみ処理に関する主要施策の効果と課題

項目	課題の内容	施策の方向性	効果	施策実施への課題
ごみの排出抑制	一人一日当たり排出量が県下で最も多い	収集ごみに対する処理手数料の改定	ごみ排出量の抑制	住民の理解
			公平なごみ処理費用の負担	不法投棄の可能性
			ごみ問題等への関心の高まり	導入に対するコストの増加
再資源化の促進	地理的特性(離島)から再資源化ルートの確立が難しい	民間を含めた資源化ルートの開拓整備	資源化促進	住民、事業者等の理解と協力
			資源化対象物増加の期待	コストの負担
			ごみ排出量の抑制	資源化物の利用先(供給先)の確保
ごみ焼却施設の老朽化対策	ごみ焼却施設の老朽化が著しい	新施設の建設	一層の安定処理	施設建設用地の確保
			熱エネルギーの有効利用	住民の理解
			施設の安全性、環境保全性の確保	施設整備に伴う財政負担
		既存施設の改良整備	施設の延命化	施設整備に伴う財政負担
			広域処理の推進	適正処理の確保
広域処理に係る財政負担	広域処理体制確立への理解と協力			
海岸漂着ごみ	漂流漂着ごみの回収処理	排出元への問題提起 自発的な回収処理体制の維持	適正処理、環境保全性の確保	排出元の理解と協力
				住民等関係者の理解と協力

第6節 基本方針等

1 基本理念

本計画においては、循環型社会の形成やごみゼロに向けて市民・事業者・行政が相互に役割を分担し、一体となって取り組んでいくものとし、次のとおり基本理念を掲げることとする。

基本理念

環境にやさしい資源循環型社会の構築

2 基本方針

ごみ処理の現状及び課題、並びに基本理念を踏まえ、今後の本町におけるごみ処理を進めるための基本方針を以下のとおりとする。

(1) 環境保全対策の推進

地球環境への負荷低減を目的としたライフスタイルの実現
 個の意識向上を目的とした環境教育の積極的な推進
 問題意識の共有を目的とした積極的な情報公開

(2) 排出抑制・リサイクルの推進

住民・事業者・行政の一体的な排出抑制対策
 分別排出の徹底によるリサイクル率の向上推進
 4R運動の推進

「不要なものは受け取らない (Refuse : リフューズ)」
 「廃棄物の発生を抑制する (Reduce : リデュース)」
 「ものの再使用に努める (Reuse : リユース)」
 「再生利用に努める (Recycle : リサイクル)」

分別収集に対する一層の啓発

(3) 適正処理の推進

既存施設の適正な運転・管理についての研究
 可燃ごみ処理の広域化に向けての研究
 ごみ収集運搬の適正化についての研究

第 7 節 目標値の設定及び将来予測

1 目標値の設定

前節の基本理念や基本方針に基づき、本町におけるごみの排出削減目標及び資源化の目標を、国や県の目標値も踏まえて以下のとおり設定する。

(1) ごみの排出削減目標

排出削減目標

ごみ 1 人 1 日 当 たり 総 排 出 量 を 基 準 年 度 比 - 10.0% 以 上 と す る

基準年度：2017（平成 29）年度

(2) 資源化の目標

資源化の目標

資源化率は現状の値（14.3%）を維持する

(3) 最終処分目標

最終処分目標

目標年次における最終処分率を 20.0% 以下とする

2 ごみ総排出量及び処理量の予測

(1) 将来人口の予測

将来人口の予測結果は、表 2-7-1 に示すとおりである。

表 2-7-1 将来人口の予測結果

単位:人

年度	実績人口	総合計画人口 ¹	污水計画人口 ²	計画値
実 績	2013(H25)	2,759		
	2014(H26)	2,692		
	2015(H27)	2,630		
	2016(H28)	2,583		
	2017(H29)	2,511		
予 測	2018			2,440
	2019			2,370
	2020		2,300	2,300
	2021			2,230
	2022			2,160
	2023			2,090
	2024			2,020
	2025			1,951
	2026			1,893
	2027			1,835
	2028			1,778
	2029			1,721
	2030			1,664
	2031			1,610
	2032			1,556
2033			1,502	

赤字は、推計最終年度より直線回帰した値

1 小値賀町総合計画における目標人口

2 小値賀町污水広域化・共同化計画にて設定した予測人口(太字部分)

(2) ごみ総排出量の予測

現状のまま推移した場合、計画目標年度である 2033 年度におけるごみ総排出量は 769 t となり、1 人 1 日当たり排出量では 1,366.3g であり、基準年度である 2017 (平成 29) 年度に対して 8.6% 増、排出削減目標である基準年度比 - 5.0% に対しては、15 ポイント以上上回る事となる。

このため現状からの減量化を行うものとして、以下の方針を定める。

生活系ごみ：予測値に対して 17.5% の減量 (計画目標年度)

事業系ごみ：予測値に対して 17.5% の減量 (計画目標年度)

排出削減を行った場合のごみ総排出量の予測結果を表 2-7-2 及び図 2-7-1 に示す。

表 2-7-2 ごみ総排出量の予測結果（排出削減後）

単位:t/年

区分\年度		実績 2017	予 測			備 考
			2026	増減率	2033	
行政区域内人口(人)		2,511	1,893.0	-24.6%	1,502.0	-40.2%
計画収集人口(人)		2,422	1,827.0	-24.6%	1,450.0	-40.1%
自家処理人口(人)		89	66.0	-----	52.0	-----
生活系 ごみ量	委託収集ごみ	747	488.3	-34.6%	334.5	-55.2%
	直接搬入ごみ	86	52.6	-38.9%	35.7	-58.5%
	計	833	540.8	-35.1%	370.2	-55.6%
事業系 ごみ量	委託収集ごみ	78	66.6	-14.6%	60.8	-22.0%
	直接搬入ごみ	233	198.9	-14.6%	181.7	-22.0%
	計	311	265.5	-14.6%	242.5	-22.0%
ごみ排出量		1,144	806	-29.5%	613	-46.4%
(g/人・日)		1,294.1	1,209.2	-6.6%	1,157.8	-10.5%
自家処理量		9.0	6.7	-25.8%	5.3	-41.6%
(g/人・日)		277.1	277.1	0.0%	277.1	0.0%
ごみ総排出量		1,153	813	-29.5%	618	-46.4%
(g/人・日)		1,258.0	1,176.9	-6.4%	1,127.2	-10.4%

計算上少数点以下の数値を丸めているため、見かけ上計算に整合がとれていないものもある。

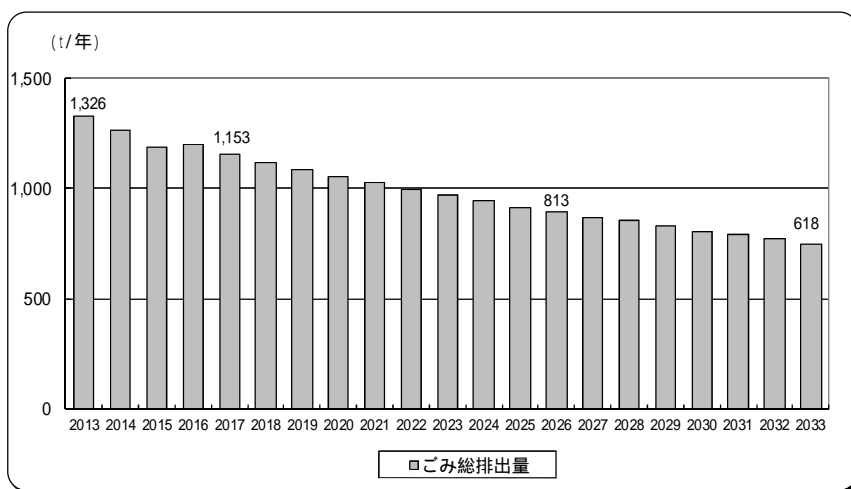


図 2-7-1 ごみ総排出量の予測結果（減量化後）

(3) ごみ処理量の予測

排出削減を考慮したごみ排出量に基づく種類別処理量の予測結果は、表 2-7-3 に示すとおりである。

表 2-7-3 種類別処理量の予測結果(排出削減後)

単位:t/年

区分\年度	実績	予 測	
	2017(H29)	2026	2033
可燃ごみ (焼却)	764.0	475.9	306.9
焼却処理	764.0	475.9	306.9
処理残渣	84.0	0.0	0.0
不燃ごみ (埋立処分)	215.0	151.6	115.1
資源ごみ (資源化)	165.0	116.3	88.4
その他ごみ			
紙類	73.0	51.5	39.1
紙製容器包装	5.0	3.5	2.7
金属類	27.0	19.0	14.5
ガラス類	21.0	14.8	11.2
ペットボトル	8.0	5.6	4.3
容器包装プラスチック	9.0	6.3	4.8
その他	22.0	15.5	11.8
資源化量	165.0	116.3	88.4
資源化率	14.3%	14.3%	14.3%
最終処分量	299.0	151.6	115.1
処分率	25.9%	18.6%	18.6%

計算上少数点以下の数値を丸めているため、見かけ上計算に整合がとれていないものもある。

これによると、計画目標年度における資源化率は 14.3% であり、基準年度である 2017 (平成 29) 年度と同等の値となっている。

また、計画目標年度における最終処分率は 18.6% であり、基準年度である 2017 (平成 29) 年度の 31.5% と比較して 12.9 ポイントの削減となっている。

第 8 節 排出抑制・再資源化計画

1 排出抑制のための方策

(1) 行政の役割

本町では、ごみの排出抑制を促進するため、住民、事業者及び行政の責任と役割分担を明確にし、以下の施策を講じていくものとする。

教育、啓発活動の充実

- パンフレットや副読本の作成
- 町内広報誌の有効利用
- 住民に対する説明会の開催
- ごみ処理施設の見学

ごみ減量化のための支援策

- 生ごみ処理対策に関する促進
- パンフレットや副読本の作成
- 住民団体が行う資源ごみの集団回収活動に対する補助制度の研究

事業系ごみの排出抑制指導

- 廃棄物減量化計画の策定指導
- 古紙類の分別や生ごみの堆肥化等、排出抑制対策の指導

ごみの処理に係る有料化と資源化の仕組みづくり

- 現在は 1 世帯当たり人数によるごみ処理手数料の改定（有料指定袋制の導入等）についての研究
- 事業系ごみの処理費用改定についての研究
- 再資源化に関する仕組みづくりの研究

ごみ減量化・包装廃棄物削減への取組み要請

- 買い物袋（マイバッグ）持参運動を推進し、レジ袋の削減に努める
- 環境にやさしい商品を販売すると共に、消費者がこれらの商品を購入しやすいように工夫する
- 包装紙、袋等の簡素化など簡易包装を実践する
- 空き缶、空きびん、牛乳パック、食品トレイ等の容器を店頭回収する
- トレイ等使い捨て製品の使用削減（ばら売りの実施）に努める
- 再利用可能な容器を使用する商品の販売に積極的に取り組む
- 広告、チラシ、事務用品等の使用抑制や再生紙の使用に積極的に取り組む

各種イベントの開催

公共施設、公共事業における再生品の使用促進等

事務用紙、コピー用紙、トイレトーパー等の庁用品の再生品使用
公共事業等において廃材や廃材の再生品等の使用

行政におけるペーパーレスの率先行動

(2) 住民の役割

資源ごみ等の分別

本町が実施している資源ごみ等の分別収集等に協力することで排出抑制につなげる。

各家庭での分別の徹底
ごみステーションでの分別指導
生ごみ処理機等の積極利用

生ごみの減量化

料理や片づけで工夫（生ごみ自体を減らす）
料理中に濡らさない
捨てる前に乾かす
水切り用具（三角コーナー・通気式生ごみ保管容器等）の利用

消費行動

買い物袋（マイバッグ）の持参
不要包装、不要容器を断る
再生品の積極購入
使い捨て商品の購入・使用抑制
リターナブル容器の積極利用

各種イベントへの参加

家電 4 品目をはじめとする引取り可能物の販売店での引取依頼

再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

(3) 事業者の役割

ごみ排出事業者における排出抑制

事業活動に伴って発生するごみの、事業所内での排出抑制及び再生利用に努める
複数事業者の協力による回収体制の整備
多量のごみを排出する事業所の廃棄物減量化計画の作成と実行
事業者及び従業員の廃棄物減量化に関する意識の高揚
事業所で使用する事務用品や日用品等の再生品使用
事業活動に使用する原材料についても再生品の使用
食品リサイクル法に基づく、生ごみの堆肥化・減量化の推進

製造事業者における排出抑制

使い捨て容器の製造の自粛
環境やリサイクルを考えた製品の開発
有効期限を長くできるような製品開発
商品の修理サービス等の拡大
再生資源を用いた製品の開発及び供給の拡大

流通業者・販売業者における排出抑制

過剰包装を行わない
適正包装の促進及び適正包装の方法の開発
使い捨て容器販売の自粛
環境やリサイクルを考えた製品の販売
容器包装等の回収ルートの整備
家電製品等の引き取り努力
消費者による買い物袋持参運動等への積極的な協力
消費者へ再生品の利用促進

その他

本町が実施するごみ減量施策に協力
事業系ごみ減量化の推進
事業者同士による情報交換や調査研究

2 再資源化計画

(1) 容器包装の資源化促進

容器包装の分別集計画を表2-8-1に示す。

表2-8-1 容器包装の分別収集計画

区 分		資源化計画	将 来
缶 類	スチール	焼却施設で選別・圧縮	現行のとおり
	アルミ		
び ん 類	無色	びん・缶保管場にて保管	現行のとおり
	茶色		
	その他		
プ ラ ス チ ッ ク 類	ペットボトル	分別収集後にストックヤードで圧縮梱包後保管	現行のとおり
	プラスチック類(トレイ)	分別収集後にストックヤードで圧縮梱包後保管	
	その他プラスチック製 容器包装	分別収集後にストックヤードで圧縮梱包後保管	
紙 類	段ボール	分別収集後にストックヤードで圧縮梱包後保管	現行のとおり
	紙パック	分別収集後にストックヤードで圧縮梱包後保管	
	その他紙製容器包装	分別収集後にストックヤードで圧縮梱包後保管	

(2) 中間処理での資源化

中間処理での資源化は、今後と同様に缶類は焼却施設における選別圧縮、プラスチック類及び紙類はストックヤードにおける圧縮梱包を継続する。また、ストックヤードに減容化等に係る設備の設置を計画することで、資源化の促進についての検討を行う。

(3) 再資源化の量

再資源化の量を表 2-8-2 に示す。

資源化率は、2017 (平成 29) 年度の 14.3%と同様に 2033 年度も 14.3%となる。

表 2-8-2 再資源化の量

単位:t/年

区分\年度		実績	予 測	
		2017(H29)	2026	2033
中間 処理	リサイクル施設			
	紙類	73.0	51.5	39.2
	紙製容器包装	5.0	3.5	2.7
	金属類	27.0	19.0	14.5
	ガラス類	21.0	14.8	11.2
	ペットボトル	8.0	5.6	4.3
	容器包装プラスチック	9.0	6.3	4.8
	その他	10.0	7.1	5.4
	資源化計	153.0	107.9	82.0
再生 利用	資源化量			
	処理後資源化	153.0	107.9	82.0
	直接資源化	12.0	8.4	6.4
	ごみ総排出量	1,153.0	813.2	618.0
	総資源化量	165.0	116.2	88.5
	資源化率	14.3%	14.3%	14.3%

第9節 ごみの適正処理計画

1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の方法

計画収集区域

本町全域を収集対象区域とする。

分別収集区分

計画目標年度における分別収集区分を表2-9-1に示す。

現在と同様の分別区分を継続して収集する。

表2-9-1 目標年度における分別収集区分

分別区分	内 容 例	備 考
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、プラスチック製品、木くず、ゴム製品、てんぷら油、皮製品、衣類、布団類、木製家具、葉・小枝	
不燃ごみ	小型家電、金物、土砂、がれき、花瓶、化粧びん、茶碗、植木鉢 割れた電球	
資源ごみ	飲料缶、菓子缶、茶筒、飲料びん、食品びん、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、電池、蛍光灯、プラスチックボトル、パック・カップ・トレイ類、紙箱、紙カップ、アルミ付紙パック	
家電4品目	テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機	町内電気店にて回収
小型電子機器	携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯ゲーム、ICレコーダ、音楽プレーヤー、充電器	回収ボックスにて回収

収集・運搬の方法

収集運搬については、現在と同様に表2-9-2に示すとおりとするが、収集回数については必要に応じて見直しを行っていくこととする。

表2-9-2 収集・運搬の方法

分別区分		排出形態		収集回数	収集方法	
生活系	可燃ごみ	透明袋・しばる	ごみステーション	週3回	委託収集	
	不燃ごみ	透明袋	ごみステーション	月1回	委託収集	
	資源ごみ	紙製容器包装 プラスチック製容器包装	透明袋	ごみステーション	週1回	委託収集
		上記外の資源ごみ	透明袋	ごみステーション	月1回	委託収集
	その他ごみ	透明袋	ごみステーション	月1回	委託収集	
事業系	可燃ごみ	透明袋・しばる	ごみステーション	週3回	委託収集	
	不燃ごみ	透明袋	ごみステーション	月1回	委託収集	
	資源ごみ	紙製容器包装 プラスチック製容器包装	透明袋	ごみステーション	週1回	委託収集
		上記外の資源ごみ	透明袋	ごみステーション	月1回	委託収集

(2) 収集・運搬の量

計画目標年度 (2033 年度) における収集・運搬の量を表 2-9-3 に示す。

表 2-9-3 収集・運搬の量

単位: t/年

区分 \ 年度		実績	予 測	
		2017(H29)	2026	2033
計画収集人口(人)		2,511	1,893	1,502
生活系	可燃ごみ	653	427	292
	不燃ごみ	13	8	6
	資源ごみ	75	49	34
	その他ごみ	6	4	3
	小 計	747	488	334
事業系	可燃ごみ	73	62	57
	その他ごみ	5	5	4
	小 計	78	67	61
合 計		825	555	395

2 中間処理計画

(1) 中間処理の方法

計画目標年度 (2033 年度) における中間処理の方法を表 2-9-4 及び図 2-9-1 に示す。

本町においては、隣接自治体(新上五島町)との共同処理を目指して関係者との協議・検討を進めることとし、具体的には 2021 年からの共同処理を目指すものである。

また、新上五島町への運搬については海上輸送となることから、輸送コストの削減を目的とした積替輸送について検討を行うこととする。

表 2-9-4 中間処理の方法

ごみの種類		中間処理方法
可燃ごみ		ごみ焼却場にて焼却処理し、処理残渣は西目最終処分場にて埋立処分する 2021年度から新上五島町との共同処理(処理委託)を計画
不燃ごみ		西目最終処分場にて埋立処分する
資源ごみ	缶 類	ごみ焼却場にて保管後、資源として回収する 生ビンのみ収集後、町保管庫にて保管後、資源として回収する
	ビ ン 類	ストックヤードにて保管後、資源として回収する 減容化設備等の設置について検討を行う
	ペットボトル	
	プラスチック類	
	紙 類	

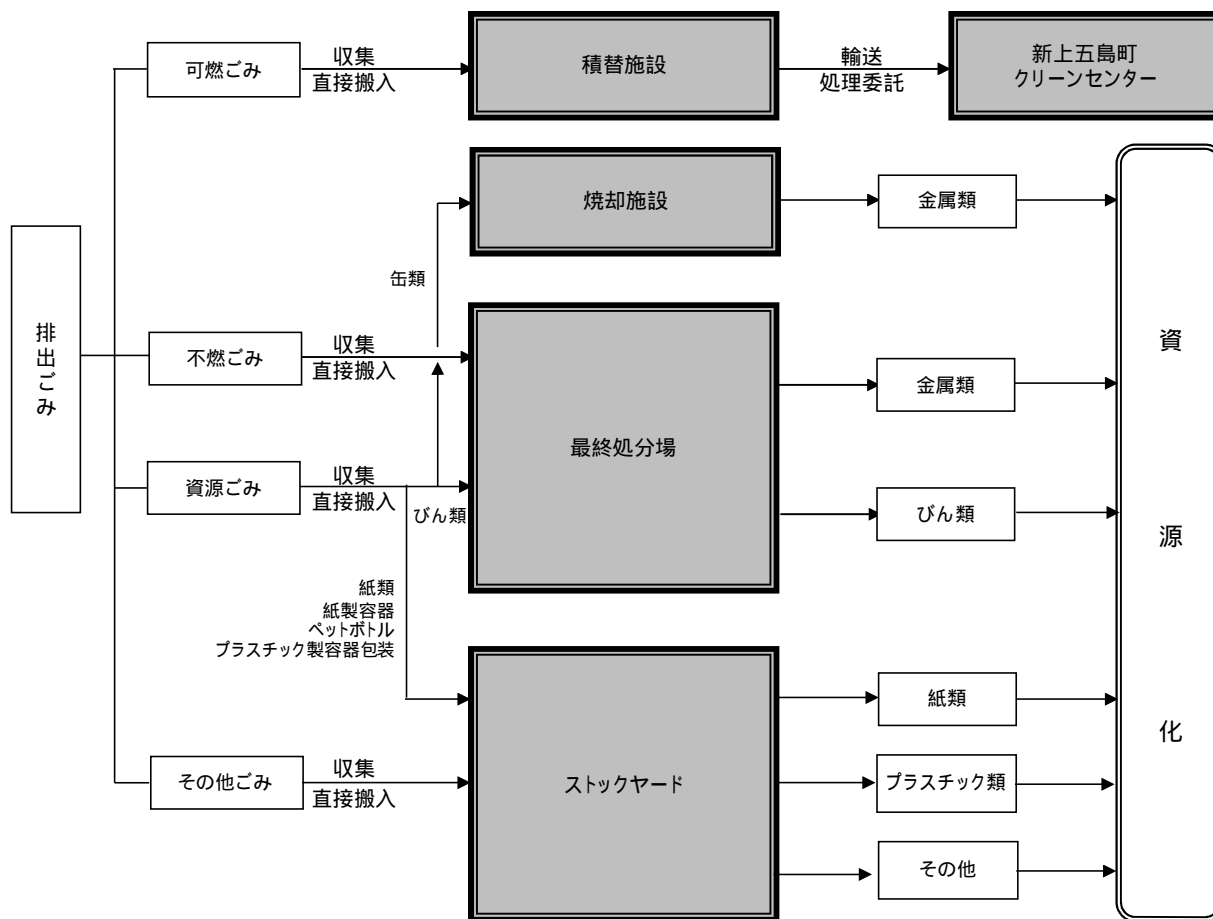


図 2-9-1 中間処理フロー（2033 年度）

(2) 中間処理の量

計画目標年度（2033 年度）における中間処理の量を表 2-9-5 に示す。
 焼却処理量は 2017（平成 29）年度に対して約 60%の減少が見込まれる。

表 2-9-5 中間処理の量

単位:t/年

区分\年度	実績	予 測	
	2017(H29)	2026	2033
ごみ 総 排 出 量	1,153.0	813.2	618.0
焼却処理 (2021年より共同処理)	764.0	475.9	306.9
資 源 化 処 理	153.0	107.9	82.0
合 計	917.0	583.8	388.9

3 最終処分計画

(1) 最終処分の方法

最終処分の方法は、現行の処分方法を継続させるものとし、埋立量の減量化に努めるとともに、埋立物の安定的な処分を推し進める。

(2) 最終処分量

計画目標年度（2033 年度）における最終処分量を表 2-9-6 に示す。2021 年度から共同処理を行うことになった場合は埋立処分量が大きく減量され、2017（平成 29）年度に対して 184 t の減少が見込まれる（約 62%減）。また、最終処分率は 18.6%となる。

なお、残余容量と本計画における年間最終処分容量から算出する残余年数は約 25 年となる。

表 2-9-6 最終処分量

単位：t/年

区分\年度		実績	予 測	
		2017(H29)	2026	2033
ごみ総排出量		1,153	813	618
最終処分	焼却処理残渣	84	0	0
	不燃ごみ	215	152	115
	合計	299	152	115
	最終処分率	25.9%	18.6%	18.6%

4 その他関連計画

(1) 適正処理困難物等の対処方針

適正処理困難物

廃棄物処理法等により適正処理困難物が指定されており、本町においても「ごみ収集カレンダー」にて、受入できないごみを規定しているが、今後は必要に応じて追加等の見直しを検討していく。

特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法及び厚生省告示第194号（平成4年7月3日）により定められている特別管理一般廃棄物については、専門の業者による処理を指導しており、今後もその保管、運搬、処分等については適正な指導を行っていく。

(2) 不適正排出、不法投棄対策

不適正排出対策

ごみ袋以外での排出、指定以外の分別区分ごみへの混入等による不適正排出を防止するためには、以下に示すような対策の導入に関する検討を行う。

ア) ごみ袋への対策

イ) 収集方法に関する対策

ウ) 広報

不法投棄対策

不法投棄に対しては、以下に示すような対策の導入を検討していく。

ア) 不法投棄されたごみの撤去

イ) 不法投棄が頻発する場所の管理

ウ) 地域活動

エ) 投棄者への指導等

オ) 監視

(3) 災害廃棄物処理計画

震災や水害等の大規模災害発生時には、小値賀町地域防災計画並びに震災廃棄物処理対策マニュアルに基づき適切な対処を行う。

平常時の対策

ア) ごみ処理計画策定

被災後におけるごみ量や性状の変化に対応するために、被害状況の想定を行い、適切なごみ処理計画を策定する。

イ) 施設マニュアルの整備

施設の運転・保守点検マニュアルを策定するとともに、設備・機器の点検を行うことで施設の機能維持に努める。

ウ) 連絡体制の確立

災害時の連絡体制を確立するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。

エ) 収集業者との連携体制の確立

災害時の連絡体制や収集体制について収集委託業者と協議を行い、災害時収集協定を結ぶ。

オ) ごみ処理に関する住民との協力体制

災害時のごみ処理に関して住民の協力が必要な内容について、広報紙等により周知徹底を図る。

カ) 仮置場の確保

処理施設が稼働不能状態になった場合や多量の災害廃棄物の発生に備え、ごみの仮置場の確保及び運搬経路の確認をしておく。

キ) 県及び周辺自治体と緊急処理設備の確保

多量の災害廃棄物(建築の被災、解体に伴う廃棄物)の処理に備え、緊急用処理設備を長崎県及び周辺自治体と協力して確保しておくことを検討する。

ク) 応急対策のための関係資料の準備等

職員の緊急時連絡網、緊急時連絡先一覧、収集・処理・処分等に係る支援依頼先一覧の関係書類を整理し、保管場所を明確にしておく。

災害時の対策

ア) 感染症対策

被災初期において、感染症対策上から生ごみを優先収集することや、公園・空地をごみの集積所とすること、収集できず放置するごみへの消毒等の対策について検討する。

イ) 災害発生直後

施設の被害状況を把握するとともに、関係課を通じてライフラインの被害状況を把握するとともに、応急復旧等の準備にとりかかる。

ウ) 応急対応前期

被害状況及び応急復旧状況を把握し、処理可能な場合はごみの受入れを再開する。その際にごみの搬出方法等について住民に広報する。

エ) 応急対応後期

関係各課との連絡を取りながらごみの収集処理体制を確立する。また、施設の復旧に時間が必要となる場合には、広域支援体制の確立を要請する。

オ) 恒久復旧対策

ごみ処理に関する本復旧に向けて対応を行う。具体的には、国費(補助金等)による復旧事業の準備や、倒壊家屋等大型ごみ処理体制の整備、仮置場等の撤去計画について関係部署との協議等を進めていく。

(4) 地球温暖化の対策

地球温暖化対策については、小値賀町地球温暖化対策実行計画に基づき適切な対応をする。

(5) 散乱ごみ対策

地域環境の保全を目的として、散乱ごみに対しては行政、住民、事業者が一体となって以下に示すような取り組みに努める。

ア) 意識向上のための環境教育や環境学習の場を提供する。

イ) 道路や海岸線は地域団体との協働による環境美化推進に努める。

ウ) 毎年6月に実施される「空きかん等回収キャンペーン」にあわせて、各自治会にて清掃活動を行う。

エ) 毎年7月に実施される「県下一斉浜そうじ」等の清掃活動に組織的な参加をする。

(5) 漂流漂着ごみ対策

海に囲まれている本町では、漂着ポリ容器に代表される漂流漂着ごみが急激に増加しており、これらの回収回収については県や関係機関に働きかけながら、具体的な対策について研究・検討を進める。